

小山工業高等専門学校施設の有効活用に関する専門委員会規程

制 定 平成13年6月13日

最終改正 平成22年4月 1日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校環境整備委員会規程(平成16年4月1日制定)(以下「委員会規程」という。)第5条の規定に基づき、施設の有効活用に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(目的・趣旨)

第2条 専門委員会は、小山工業高等専門学校の教育研究等施設が、時代の変革や社会的要請に対し弾力的・流動的に対応できるよう必要な点検・評価等を行うものとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長(教務主事)、副校長(学生主事)及び副校長(寮務主事)
- 二 各学科及び一般科から教員各1名
- 三 総務課長
- 四 総務課(総務)、総務課(財務)及び学生課職員から各1名
- 五 その他専門委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、副校長(教務主事)をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(業務)

第5条 専門委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育研究等施設・設備の利用状況等の点検・評価に関すること
- 二 施設の有効活用に関すること

(報告)

第6条 専門委員会は、前条第1号による点検・評価結果を小山工業高等専門学校環境整備委員会に報告するものとする。

(要項)

第7条 専門委員会は、施設の有効活用に関する要項を別に定める。

(事務)

第8条 専門委員会に関する事務は、事務部各課の協力を得て総務課施設係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。